

9月10日は 下水道の日

私たちの生活は豊かになりましたが、それに伴って多くの汚れた水を排出するようになりました。家庭や企業から出る汚れた水は、自然が持つ浄化作用だけでは浄化しきれなくなっており、このままでは水辺の環境は悪くなってしまいます。

下水道は、汚水をきれいな水に浄化してから川や海に返すほか、大雨による水害から街を守るなど、私たちの快適な暮らしや地域の水環境を守る大切な役割を担っています。

今回は、下水道の日に合わせて、下水道に関する制度や注意点についてご紹介します。

問い合わせ 下水道課(内線1-17)



下水道
生きもののすべての
いのちのわ

●下水道の日って？

「下水道の日」は、昭和36年、当時諸外国に比べて遅れていた国内の下水道整備の普及を全国的に図るため、「全国下水道促進デー」として始まりました。また立春から数えて220日目の9月10日頃は、「ひやくはつか」と呼ばれる、大きな台風がやって来る時期に当たるため、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」と関連付けて、9月10日に定められました。その後、旧下水道法施行100年を迎えた平成13年に、より親しみやすい名称として「下水道の日」となりました。

●市の下水道事業

市では、昭和48年に公共下水道事業に着手し、昭和60年、御幸町に土岐市浄化センター(汚水処理場)を開設しました。その後、下水道本管敷設工事を重ね、平成22年度末時点で、下水道普及率約84%(*)、そのうち水洗化率は約79%となっています。

今後より多くの方に下水道を利用していただき、水洗化を促進していくため、必要に応じた下水道整備を行ってまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●下水道に接続するには？

下水道が整備された後、排水設備の工事が必要です。

市では、指定工事店制度を設けています。まずは工事予定業者に指定工事店かどうか、お尋ねください(指定工事店は、市ホームページでご覧になれます)。

●補助制度のご案内

市では下水道による水洗化促進のため、次の補助制度を設けています。

【改造資金融資あっせん及び利子補給制度】

供用開始(下水道が使えるようになった年)後3年以内に、住宅などのくみ取り式トイレを改造して下水道に接続し、その改造費用を金融機関から借り入れた場合、返済額のうち利子分を市で補助する制度です。(新築は対象外)

【宅地内汚水ポンプの補助金制度】

宅地が道路より低いなど、自然流下による排水が困難な土地でポンプ設備が必要な方に、その費用の一部を補助する制度です。

※これらの制度にはそれぞれ補助要件があります。

*行政人口に対して下水道普及地区人口が占める割合を基に算出

●下水道を使用するときの注意点

最近、下水道本管に油や水に溶けないものが流れ込み、これらが原因で本管閉塞やマンホールポンプが故障する事故が起きています。正しい使用は、宅内の排水設備や下水道本管などの損傷を防ぎ、維持管理費用の削減にもつながりますので、下水道の使用に当たり、必ず次のことを守ってください。

1. 台所のごみや油脂類は流さない
野菜くず、残飯、てんぷら油を排水管に流すと、宅内の排水管が詰まったり、下水道本管の閉塞事故などにつながります。
2. 水洗トイレに溶けない物、溶けにくい物を流さない
水に溶けにくい紙やおむつ、たばこ、ガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因になります。
3. アルコールやガソリンは流さない
宅内の排水設備に揮発性の高い危険物を流すと、宅内設備や本管の中で爆発したり、管を損傷するなど大事故につながりますので、絶対に流さないでください。
4. 宅内排水設備の近くには植樹しない
排水管や汚水升到木の根が侵入して、詰まりや破損の原因になります。

●「休止・再開」制度

長期間下水道を使用しないときは「休止届」を提出すると、水道などの使用量が0㎡の場合に下水道使用料が無料になります。再び下水道を使用するときには、「再開届」を提出してください。なお、休止制度は届け出制です。届け出がない場合は下水道を使用しなくても、下水道使用料（基本料金）が発生しますのでお気を付けてください。

●下水道を廃止にする場合

下水道に接続されていた建物を壊すなど、下水道を使用しなくなる場合は、取付管に雨水や土砂が入らないように閉栓し、下水道に接続する前と同じ状態にして、下水道課に「廃止届」を提出してください。その際、閉栓が確認できる写真の提出をお願いします。



▲取付管にキャップをして閉栓

使用料の計算方法

下水道使用料は水道使用量に応じて算出します。

区分	使用料金			
	基本料金		従量料金（1㎡当たり）	
	排除汚水量	料金	排除汚水量	料金
① 水道水を使用した場合	10㎡まで	1,600円	11㎡～ 20㎡	140円
			21㎡～ 40㎡	160円
			41㎡～100㎡	180円
			101㎡以上	200円
② 井戸水などを使用した場合	排除汚水量を「世帯人数×6㎡」とし、①と同様に計算します			
③ 水道水と井戸水などを併用した場合	排除汚水量を「世帯人数×3㎡+水道使用量」とし、①と同様に計算します			

※上記の金額は税抜き表示ですので、上記の金額に消費税が掛かります。

※②③の場合、世帯人数は住民基本台帳に登録されている人数とします。

【計算例】 排除汚水量が24㎡の場合

基本料金 1,600円
 従量料金 10㎡×140円＝1,400円
 4㎡×160円＝ 640円
 合計 3,640円
 消費税(5%)を掛けて3,822円になります。

下水道に接続した最初の月の使用料については、水道使用量を、下水道使用開始日と基準検針日により日割計算し、算出します（新築家屋は除く）。この場合、処理の関係上、検針員がお渡しする「使用水量と料金のお知らせ」の記載が、実際の水量および使用料と異なる場合がありますので、振り替え通帳や納付書などでご確認ください。